

都道府県・ 政令指定都市名	01 札幌市
------------------	--------

時点：2021年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	札幌市男女共同参画行政推進会議
設 置 年 月 日 (西 曆) ・ 根 拠	1984年5月12日 根拠： 札幌市内部委員会等に関する規定
長 の 役 職	市民文化局担当副市长

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	札幌市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 曆)	2003年1月1日
構 成 員	10 人 (女性 6 人、男性 4 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 曆)	2018 年 4 月 ~ 2023 年 3 月
名 称	第4次男女共同参画さっぽろプラン
改定・見直しの予定時期	2023年4月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	札幌市男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 曆)	2002年10月7日
	施 行 日(西 曆)	2003年1月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西曆)：	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西曆)	2021年3月31日
目 標 値	(西曆) 2022 年度まで 40 %		
根 拠	第4次男女共同参画さっぽろプラン		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例に基づき設置する附属機関		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(86)うち女性委員を含む審議会等数(86) 延総委員等数(1,833)延女性委員等数(586) 女性比率(32.0)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(86)うち女性委員を含む審議会等数(86) 延総委員等数(1,833)延女性委員等数(586) 女性比率(32.0)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(17)うち女性委員を含む審議会等数(17) 延総委員等数(722)延女性委員等数(200) 女性比率(27.7)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5) 延総委員等数(37)延女性委員等数(9) 女性比率(24.3)
目標値以外の目標設定			
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	563 人 (2021 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	委員選定時に事前協議を実施

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード	1:2021年4月1日	2:その他(西曆)										
管理職総数	(人)	女 性 管 理 職 の 内 訳										
	(A)=(G+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部長長相当職			次長相当職			課長相当職		
	(B)=(D+F+H)	(%)	(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
	(C)	(%)	(%)	(E)	(%)	(%)	(G)	(%)	(%)	(H)	(%)	(%)
本庁	計	354	31	8.8	113	9	8.0			241	22	9.1
	うち一般行政職	308	26	8.4	102	8	7.8			206	18	8.7
支庁・地方事務所等	計	650	131	20.2	218	43	19.7			432	88	20.4
	うち一般行政職	343	45	13.1	79	10	12.7			264	35	13.3
全体	計	1,004	162	16.1	331	52	15.7	0	0	673	110	16.3
	うち一般行政職	651	71	10.9	181	18	9.9	0	0	470	53	11.3
再掲	警察関係	0	0									
	教育委員会	42	7	16.7	7	2	28.6			35	5	14.3

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2021年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性	女性	係長相当職(人)	うち女性	女性
			数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
本庁	計				869	109	12.5
	うち一般行政職				751	97	12.9
支庁・地方事務所等	計				1,299	268	20.6
	うち一般行政職				785	114	14.5
全体	計	0	0		2168	377	17.4
	うち一般行政職	0	0		1536	211	13.7
再掲	警察関係						
	教育委員会				121	29	24.0

問7-3 新規昇任者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	24	2	8.3				55	10	18.2
	うち一般行政職	18	1	5.6				49	10	20.4
支庁・地方事務所等	計	66	15	22.7				102	24	23.5
	うち一般行政職	47	9	19.1				57	11	19.3
全体	計	90	17	18.9	0	0		157	34	21.7
	うち一般行政職	65	10	15.4	0	0		106	21	19.8
再掲	警察関係									
	教育委員会	8	2	25.0				15	6	40.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎				
補佐級											
係長級	○		○				◎				

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2020年4月1日～2021年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,700	336	19.8
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2020年4月1日～2021年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	550	239	43.5
うち上級	376	157	41.8
うち一般行政職	265	94	35.5
うち上級	213	74	34.7
うち警察関係			
うち上級			

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	札幌市職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓使用の承認の申請)</p> <p>第2条 職員は旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式1)(以下「承認申請書」という。)により、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 承認申請書は、原則として、札幌市職員の人事記録に関する規程(昭和30年訓令第4号)第5条の職員履歴書等記載事項変更届に添えて、所属長を通じ、市長に提出するものとする。</p> <p>(旧姓使用の承認)</p> <p>第3条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式2)により、所属長を通じ、当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。</p> <p>(承認の取消)</p> <p>第4条 市長は、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、前条の承認を取り消すことができる。</p> <p>(旧姓使用の中止)</p> <p>第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式3)を所属長を通じ、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、再び同じ旧姓を使用することはできない。</p> <p>(旧姓使用の範囲)</p> <p>第6条 旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 単に氏名が記載されたもの</p> <p>(2) 専ら組織内部で使用される文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの</p> <p>(3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの</p> <p>(4) 法律等に基づかない文書等、その他所属長が認める軽易なもの</p> <p>2 旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 職員の身分に関するもの</p> <p>(2) 市民等に対する公権力の行使に係るもの</p> <p>(3) 職員の権利・義務に係る文書等のうち、職務遂行上又は事務処理上支障が生じるおそれのあるもの</p> <p>(4) 法律上の関係を発生させるもの</p> <p>3 旧姓使用者は、旧姓を使用できる文書等には、原則として、統一して旧姓を使用しなければならない。</p> <p>(他の任命権者から承認を受けた職員の取扱い)</p> <p>第7条 市長以外の任命権者から旧姓の使用の承認を受けた後、市長部局に異動する職員については、当該承認を受けたことを証する文書等の写しを、所属長を通じ、市長に提出することにより、市長が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2条及び第3条の規定による手続きを省略することができるものとする。</p> <p>(責務)</p> <p>第8条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、市民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、総務局長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p>

問7-9: 防災・危機管理部局(消防・防災・国民保護・危機管理担当を含む。ただし、出先機関は除く。)への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2021年4月1日	2: その他(西暦)
-------------	------------

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数		うち管理職数(人)	うち女性数	
	(人)	女性比率(%)		(人)	女性比率(%)
1859	74	4.0	76	2	2.6

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	札幌市男女共同参画センター		愛称・通称	
設置年月日(西暦)	2003年9月1日		施設形態	2 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：060-0808 住 所：北海道札幌市北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ内 電話番号：011-728-1222 FAX番号：011-728-1229 ホームページ：https://www.danjyo.si-plaza.jp/			
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)さっぽろ青少年女性活動協会) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)さっぽろ青少年女性活動協会) その他()			
職 員 数	常勤	15 人、	非常勤	10 人 予算額 2021年度 16,108 千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画情報誌「りぶるさっぽろ」の発行。オフィシャルサイトの管理) ○ 2. 講座(主な事項： 子ども・若者のためのエンパワメント事業、ワーク・ライフ支援事業) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性のための総合相談、女性のための法律相談、ガールズ相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報センター事業) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 男女共同参画ワークショップ事業) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 男女共同参画活動団体支援事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項： 国際交流支援事業) ○ 9. 調査研究(主な事項) ○ 10. その他(主な事項：)			
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの：○			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等：	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }				
※ 実施しているもの：○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市区町村職員研修会の開催	
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 { 名称： 概要：	
7. その他 { 内容：	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 { 内容：自治大学校で地方公共団体の女性幹部職員育成支援プログラムとして位置付けられている研修へ職員の派遣を決定したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、実際の派遣は見送った。 }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2020年度予算 (千円)	2021年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	369,993	323,675	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.04 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓(具体的に実施している内容:○)

具体的項目	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入	○	
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称
2 現在は無いが、今後検討する			

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	男女共同参画課に関する市民意識調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ DVに関する広報 ・ 女性に対する暴力をなくす運動 ・ 市民向けオンラインセミナー ・ 女性活躍に係る啓発冊子の作成 ・ LGBTIに関する広報啓発	パンフレット等の作成・配布 デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲載等 市民に対し、女性活躍のほか、DV防止啓発やLGBT理解促進をテーマとしたオンラインセミナーを実施 男性の家庭活躍をテーマとした啓発用冊子の作成 パンフレット等の作成・配布	未定	4～3月 11月 10月～ 10月～ 4～3月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ デートDV防止講座	若年層に向けたデートDV防止啓発の講座	未定	7～3月
4. 相談事業 ・ 配偶者暴力相談センター運営 ・ 女性のための性暴力被害相談事業 ・ 性的マイノリティ電話相談事業	配偶者等からの暴力に関する相談 性暴力被害について相談しやすい環境の整備 性別違和や同性愛などの悩みに関する電話相談		4～3月 4～3月 4～3月
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 企業向けオンラインセミナー ・ LGBTフレンドリー指標制度 ・ 札幌市ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	企業に向け、女性活躍のほか、ハラスメント防止やLGBTへの理解促進をテーマとしたオンラインセミナーを実施 性的マイノリティに関する企業の取組や対応を促進 ワーク・ライフ・バランスや女性活躍に取り組む市内企業を認証し、企業の取組み促進を図る	未定	10月～ 4～3月 4～3月
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 男女共同参画に関する市民意識調査	計画の見直しや施策立案のため、市民4,000人を対象に調査を実施		7～8月
11. その他 ・ 女性向けコワーキングスペースの運営 ・ パートナーシップ宣誓制度	起業も含めた女性の柔軟な働き方を支援 性的マイノリティ当事者の思いを尊重し、人権尊重意識を醸成		4～3月 4～3月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

議 会 名	札幌市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 欠席事由として明記した規定がある。 2. 欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出生する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. その他	1	
規 則 名	札幌市議会会議規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	4		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
行っている取組	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名	明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名	条文本文		
	政治分野の男女共同参画のために実施していること		

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名		
該当部分の規定		

調査時点コード: 2

1. 2021年4月1日 2. その他(西暦)(2021年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	67	4	6.0	
	市町村防災会議(委員のみ)	66	4	6.1	
	2 民生委員推薦会	14	7	50.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	6	42.9	
	4 地方社会福祉審議会	34	11	32.4	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	18	8	44.4	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	10	3	30.0	
	10 建築審査会	5	3	60.0	
	11 開発審査会	7	3	42.9	
	12 市町村都市計画審議会	24	6	25.0	
	13 介護認定審査会	384	109	28.4	
	14 精神医療審査会	17	4	23.5	
	15 市町村国民保護協議会	56	4	7.1	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	4	80.0	
	17 感染症診査協議会	7	3	42.9	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分認定審査会	50	21	42.0	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	3	1	33.3	
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	722	200	27.7	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	11	1	9.1	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
	合 計	37	9	24.3	
	女性委員0の委員会数	1			